

ひまわり通信

長崎県弁護士会からのメッセージ

裁判用語に「被告」と「被告人」という呼び名があります。この違いがお分かりでしょうか。弁護士20年に満たないキャリアですが、民事裁判で「被告」と呼ばれたことで憤慨する方を何人も見てきました。「人を犯罪者扱いして」というわけです。また、怒りを面に出さなくとも被告と呼ばれることを不愉快に感じる方は多いようです。

本来、被告とは、民事訴訟や行政訴訟の一番において訴えを起された側の呼び名です。訴えを起した側の呼び名は「原告」と言います。原告と被告の違いは、単に、どちらが裁判を起したかというだけのことです。原告は良い人、被告は悪い人などという評価の要素は一切含まれません。

例を挙げましょう。太郎君が花子さんにお金を貸し

「被告」と「被告人」

たが返してくれないので貸金返還請求の訴えを起したとします。この場合、太郎君が原告、花子さんが被告です。逆に、花子さんが借りた覚えもないのに太郎君からお金を返せと言われ、借金は存在しないという訴え(債務不存在確認請求)を起したとします。この場合、花子さんが原告、太郎君が被告。つまり、太郎君も花子さんも裁判のやり方ひとつで原告にも被告にもなりうるのです。



弁護士 高尾 徹

報道では使い分けを

被告と呼ばれても怒ったり、不愉快になったりする理由は何一つないというところになります。何か釈然としないものが残るようです。それはなぜでしょうか。刑事裁判で検察官から訴えられている人のことを「被告人」と呼びます。憲法や法律上、民事裁判では被告と呼び、刑事裁判では被告人と呼ぶように峻別(しゅんべつ)されています。ところが、テレビや新聞では「被告に死刑求刑」などといった報道がなされており、両者を使い分けてはいません。そのため、用語上被告と被告人の混同が生じています。

被告人も「無罪推定の原則」のもと、有罪が確定するまでは罪を犯していない人として扱われなければいけません。被告人イコール犯罪者ではないのです。しかし、起訴されたら99%以上が有罪という現実があるから、被告人というだけで犯罪者扱いをされることもあります。被告と被告人を峻別しない用語法のもとでは被告についても同様のマイナスイメージが付きまとい、民事事件で「被告」と呼ばれることが不名誉極まりないことのような誤解を生じるのです。

そこで、いっそ「被告」という呼び名を変えようという意見が法制審議会で出されたこともあったようですが、採決には至らず1998年1月施行の新民事訴訟法でも呼称変更はなされず、長年続いて定着している「原告」「被告」という呼び名を変えることは簡単ではありません。それよりも言葉遣いに厳格なマスコミが率先して被告と被告人を使い分ければおのずと一般市民に波及し、その意識も変わっていくのではないかと思います。

問い合わせ先＝長崎県弁護士会(電095-824-3903)